

税源移譲



平成19年度の 個人住民税はこう変わります

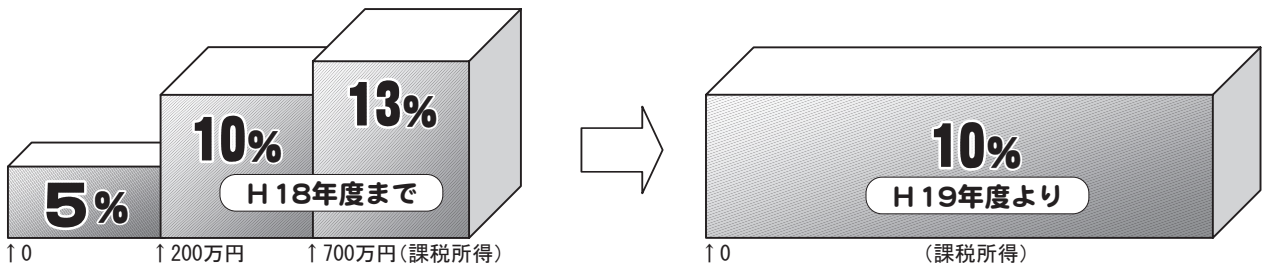
住民税とは？

市町村や県は、生活基盤整備や防災、福祉、医療、教育など、日常生活に直接結びついた様々な行政サービスを行っています。住民税はこのサービス提供に必要な費用を、地域社会のみなさんで負担していただく大変重要な地方税です。均等の額によって負担する「均等割」と所得金額に応じて負担する「所得割」で構成され、一般的に県民税と市町村民税を合わせて住民税といいます。

● 国から県・市町村への税源移譲 ●

どのように変わりますか？

これまで住民税の所得割は、所得に応じて5%・10%・13%の3段階の税率となっていました。これが、国（所得税）から地方（住民税）へ、3兆円の税源移譲をすることに伴い、平成19年6月徴収分から一律10%の税率になります。



税負担はどれくらい増えますか？

住民税は増えますが、その分、国税である所得税が減りますので、**税源移譲による納税者の負担（住民税+所得税）は変わりません。**ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減って、平成19年6月から住民税が増えることとなります。

また、扶養控除や配偶者控除（人的控除）の関係で、住民税のみを納めていたみなさんについては、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減額することになります。

※所得税と住民税とでは人的控除の額に差があるため、課税所得額に応じたそれぞれの税率を改正するだけでは、トータルの税負担の増減を完全になくすることができないことから、その増加分を住民税の所得割の額から控除することとなりました。

【例：夫婦+子供2人の場合（年額）】

給与収入	税源移譲前			⇒	税源移譲後			⇒	負担増減額	
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		所得税	住民税
300万円	0	9,000	9,000	⇒	0	9,000	9,000	⇒	0	0
500万円	119,000	76,000	195,000	⇒	59,500	135,500	195,000	⇒	-59,500	+59,500
700万円	263,000	196,000	459,000	⇒	165,500	293,500	459,000	⇒	-97,500	+97,500

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※上記の表は税源移譲による負担変動を示したものですので、定率減税の廃止等による負担額の変動は計算されておりません。

どうして税源移譲を行うのですか？

住民にとって身近で本当に必要なサービスをより効率的に行うことができるのは、市町村や県などの地方自治体です。しかし、地方自治体はその事業にかかる費用の多くを国から国庫補助金としてもらって実施していることから、自主性や効率性を発揮できない状況にありました。そこで、地方の実情に合った行政サービスを地方団体が自らの責任において効率的に行えるよう、これら国庫補助金を廃止し、その財源を税そのままの形で国から地方へ移譲することになったものです。